明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成23年
10月
目　録

発　行　所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第五六五一号から第五六七〇号まで
号外　第二一四号から第二三五号まで
特第四七号

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡　例
1件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

詔書

平成二十三年十月二十日に、国会の臨時会を東京に召集する詔書　一七　特47　一

法律

一一一　国会法の一部を改正する法律　七　二

一一二　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法　七　三

政令

三一一　東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令　五　二

三一二　平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令　七　五

三一三　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令　一三　221　二

三一四　港則法施行令の一部を改正する政令　一四　222　二

三一五　環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一四　222　三

三一六　環境影響評価法施行令の一部を改正する政令　一四　222　三

三一七　毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令　一四　222　三

三一八　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令　一四　222　四

三一九　特定非営利活動促進法施行令　一四　222　五

三二〇　都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　一九　二

三二一　都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　一九　二

三二二　平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　一九　四

三二三　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令　二一　227　二

三二四　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令　二一　227　二

三二五　市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令　二一　227　三

三二六　測量法施行令の一部を改正する政令　二一　227　三

三二七　健康保険法施行令等の一部を改正する政令　二一　227　三

三二八　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令　二六　231　二

三二九　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令　二八　二

三三〇　預金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二八　二

三三一　預金保険法施行令の一部を改正する政令　二八　三

三三二　下水道法施行令の一部を改正する政令　二八　四

三三三　沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日を定める政令　三一　234　二

三三四　沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　三一　234　二

条約

一二　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定　一九　225　二

最高裁規則

四　不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則　一一　219　一

府令

○内閣府

五四　消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令　一二　二

五五　特定非営利活動促進法施行規則　一四　222　八

五六　預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二八　五

五七　貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令　二八　五

五八　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令　三一　234　四

五九　沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則　三一　234　三九